

## 青森短期大学教員養成課程規程

第1条 教育職員の資格取得に必要な教員養成課程を本大学に設け、希望者にこれを課する。

第2条 本課程の授業、学科目又は単位を次の通りとする。

① 教科に関する専門科目は、次の表の基準で定めるものを含め、中学校教員二種免許状を取得する者は、14単位以上を修得すること。ただし、表中の○印の科目「日本史・外国史Ⅰ・地理学Ⅰ・地誌学・法学Ⅰ・マーケティング・倫理学Ⅰ」については必修科目とする。

免許状の種類	免許施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数
中二種免許状 社会科	日本史及び外国史	4	○日本史 ○外国史Ⅰ	2 2
	地理学（地誌学を含む）	4	○地理学Ⅰ ○地誌学	2 2
	法律学・政治学	2	○法学Ⅰ（日本国憲法を含む） 法学Ⅱ 商法	2 2 2
	社会学・経済学	2	社会学Ⅰ 社会学Ⅱ 経済学Ⅰ 経済学Ⅱ ○マーケティング ファイナンス 情報社会学 キャリアガイダンスⅡ	2 2 2 2 2 2 2 1
	哲学・倫理学・宗教学	2	哲学 ○倫理学Ⅰ	2 2
	計	14	計	33

② 教職に関する専門科目は次の表の通りとし、すべて必修で計27単位修得することとする。なお、当該科目中、本学で開講されていない科目については青森大学での履修を認めるものとする。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講する科目	単位数	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数			
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	○教職概論	2	青森大学で履修
	・教職の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）				
	・進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	○教育原理	2	青森大学で履修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○教育心理学	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○教育行政論	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	4	○特別活動の指導法	2	
	・特別活動の指導法		○社会科教育法	2	
	・各教科の指導法		○道徳教育の指導法	2	
	・道徳の指導法		○教育方法学	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○生徒・進路指導論	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	○教育相談	2	
	・進路指導の理論及び方法				
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
教育実習		5	○教育実習Ⅰ	1	事前事後指導1単位を含む
			○教育実習Ⅱ	4	
教職実践演習		2	○教職実践演習	2	

特例法に定める介護等体験	実習証明書取得	○介護等体験実習（事前・事後指導を含む）	
		盲・聾・養護学校（2日） 社会福祉施設（5日）	

③ 免許法施行規則第66条6に定める教職課程関連科目としては、次の表の基準で定める必修科目と選択科目を併せて計8単位以上修得することとする。なお、○印の

科目「法学Ⅰ・スポーツ・イングリッシュコミュニケーション入門・ワードプロセッサ実習Ⅰ・ワードプロセッサ実習Ⅱ・表計算実習Ⅰ・表計算実習Ⅱ」については必修科目とする。

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目	
		授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○法学Ⅰ（日本国憲法を含む）	2
		法学Ⅱ	2
体 育	2	スポーツ教育	2
		○スポーツ	2
外国語コミュニケーション	2	○イングリッシュ・コミュニケーション入門	2
		イングリッシュ・コミュニケーション応用	2
情報機器の操作	2	○ワードプロセッサ実習Ⅰ	1
		○ワードプロセッサ実習Ⅱ	1
		○表計算実習Ⅰ	1
		○表計算実習Ⅱ	1
		プレゼンテーション実習Ⅰ	1
		プレゼンテーション実習Ⅱ	1

（備考）無印は選択科目

第3条 教育実習は特に協力を委嘱した中学校又は高等学校において個別実習又は集団実習を行う。

第4条 本課程を履修しようとする学生は、第1学年の終わりに学長に願書を提出して許可を受けるものとする。許可された者は教員養成課程の学籍簿に登録される

第5条 本課程を履修する学生は、学籍簿登録に際し、金20,000円を納入するものとする。

なお、教育実習費は第1学年の終わりに教育実習申込書に10,000円を添えて提出するものとする。

また、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める介護等体験の実習についての費用は別途定めて徴収することとする。

#### 附 則

本規程は昭和39年4月1日より施行する。

本規程は平成2年4月1日より施行する。

本規程の改正は、平成22年4月1日より施行する。